

(案)

奈良っ子はぐくみ条例実施計画



奈良っ子
はぐくみアクションプラン
Action Plan

奈良県
(令和5年3月)

はじめに

次代を担うすべての奈良っ子が、日々喜びや感動にあふれ、将来に夢と希望を抱きながら健やかに成長し、幸せな人生を歩んでいくことが、私たち県民の願いです。

この実現に向け、私たちは、子どもを権利の主体として尊重しなければならない大切な存在であると認識し、共有することが大切です。

子どもは、家庭や地域等の愛情に包まれ、一人の人として尊重される中で、自らの能力や可能性を最大限に発揮しながら、健やかに成長していきます。

家庭だけではなく、行政機関や地域で子どもと関わるすべての人がそれぞれの役割を担いながら、お互いに連携を図り、県民総参加で子どものはぐくみを支えることが必要と考えています。

このため、本県では令和4年4月、「子どもの権利を十分に尊重する」、「子どもの個性、年齢、発達 の程度に応じて、子どもの成長の可能性を最大限に拓げる」、「子どものはぐくみを社会全体で支える」の3つを基本理念に掲げ、「奈良っ子はぐくみ条例」を制定しました。

今回、本条例の制定を踏まえ、県が主体となって取り組む施策を奈良っ子はぐくみ条例実施計画「奈良っ子はぐくみアクションプラン」としてまとめました。

本県で生まれ育つ、すべての奈良っ子が心身ともに健やかに成長することができる社会を実現するため、全力を注いで取り組んでまいります。

プランを着実に実行し、成果を出すためには、市町村等の行政機関をはじめ、家庭、保育施設・幼稚園、学校、事業者、NPO法人、地域の団体など皆様の力が必要です。

社会全体で子どもをはぐくむため、皆様には、一層のご理解、ご協力を賜りますようお願いいたします。

令和5年3月

奈良県知事 荒井正吾

目次

第1章 実施計画の策定にあたって	・・・・・・・・ P1
1. 計画策定の趣旨、計画の位置づけ	
2. 計画の適用期間	
3. 計画の推進体制	
4. 計画の進捗管理と評価	
第2章 推進施策	・・・・・・・・ P2
1. 基本理念	
2. 基本目標	
3. 推進施策	
◇全体構成	・・・・・・・・ P3
I. 子どもの健やかなはぐくみ	・・・・・・・・ P6
II. 経済的に困窮している子育て家庭に対する支援	・・・・・・・・ P9
III. 困難な状況にある子どもに対する支援	・・・・・・・・ P11
IV. 子育て家庭に対する包括的な支援と実行の体制づくり	・・・・・・・・ P13
4. 成果目標と成果指標について	・・・・・・・・ P14
参考資料	
奈良っ子はぐくみ条例	・・・・・・・・ P16

奈良っ子はぐくみアクションプラン

第1章 実施計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨、計画の位置づけ

本県の子ども施策は、令和2年3月に策定した次世代育成支援対策等の実施計画にあたる「奈良県すべての子ども健やかはぐくみプラン」等に基づき、実施しています。

同計画では、「すべての家庭が安心して子育てでき 家庭と地域がともに子どもをはぐくむ 奈良県」を基本理念とし、妊娠期から乳幼児期、学童期、青年期へと至る成長の各段階における様々な課題、また、児童虐待や社会的養護といった困難を抱える子どもの養育に係る課題等に対して、様々な対策を進めています。

こうした中、本県では、子どものはぐくみに関する基本理念と県の責務等を明確にし、子どものはぐくみの実効性を一層高めたいと考え、令和4年4月に奈良っ子はぐくみ条例を制定しました。

本条例で掲げた子どものはぐくみに関する施策を総合的・計画的に推進するため、既存計画等との整合を図りつつ、本条例第21条第1項に基づき、奈良っ子はぐくみ条例実施計画「奈良っ子はぐくみアクションプラン」を策定します。

本計画の推進により、国連で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」における「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現にも貢献してまいります。

2. 計画の適用期間

本計画は、令和5(2023)年度から令和7(2025)年度までの3年間で適用期間として策定します。

3. 計画の推進体制

奈良っ子はぐくみ条例では、「Ⅰ.子どもの健やかなはぐくみ」、「Ⅱ.経済的に困窮している子育て家庭に対する支援」、「Ⅲ.困難な状況にある子どもに対する支援」、「Ⅳ.子育て家庭に対する包括的な支援体制」の4分野を基本的施策と定めており、施策分野は、福祉、健康、教育等、様々な分野に及んでいます。

このため、本実施計画の推進にあたっては、県関係部局がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携を図りながら、本計画の推進を実効性あるものにしていきたいと考えています。

また、本計画の推進にあたっては、市町村や関係機関等との連携が必要な取組もあることから、緊密に協力・連携を図るとともに、学識経験者、関係団体代表者等で構成される「奈良県子ども・子育て支援推進会議」の意見も伺い、本計画を推進します。

4. 計画の進捗管理と評価

実施計画の実効性を高め、施策の改善につなげていくため、県は毎年度、「奈良県子ども・子育て支援推進会議」において、本計画に基づく施策の実施状況について評価・検証を行い、この結果を公表するとともに、必要に応じて計画の改善・見直しを図るマネジメントサイクル(PDCAサイクル)を活用し、適切な進行管理を行います。



奈良っ子はぐくみアクションプラン

第2章 推進施策

1. 基本理念

奈良っ子はぐくみ条例第3条に掲げる子どものはぐくみに関する3つの基本理念に基づき、総合的、計画的に施策を推進してまいります。

基本理念

- 子どもの有する権利を十分に尊重し、子どもの最善の利益を優先して考慮する。
- 子どもの成長の可能性を最大限に拡げることができるよう取り組む。
- 子どものはぐくみを社会全体で支える。

2. 基本目標

本県で育つすべての奈良っ子が日々喜びや感動にあふれ、将来に夢と希望を抱きながら、健やかに成長することができる地域社会を目指し、社会全体で子どものはぐくみに取り組みます。

3. 推進施策

本計画の基本目標を達成するため、4つの基本的施策の柱を掲げ、実効性のある施策を展開します。

基本的施策

- I. 子どもの健やかなはぐくみ
- II. 経済的に困窮している子育て家庭に対する支援
- III. 困難な状況にある子どもに対する支援
- IV. 子育て家庭に対する包括的な支援と実行の体制づくり

第2章 推進施策

◇推進施策の全体構成 (1/3)

施策の柱	条例の要旨	施策の方向性	施策体系・取組例
I. 子どもの健やかな はぐくみ	<ul style="list-style-type: none"> ○就学前の子どもの生活を取り巻く環境に応じた良質かつ適切な保育・教育の提供 ○芸術、自然等に親しむ機会の提供、遊びや運動の機会の提供 等 	<p>条例の基本理念や、奈良っ子はぐくみ基本方針で掲げた目標「自己肯定感・自尊感情、他者への寛容なこころ、健やかな身体のはぐくみ」を踏まえ、子どものはぐくみを推進する。</p>	<p>(1) 子どものはぐくみの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ①芸術や自然等を活用した子どものはぐくみ ②食を通じた子どものはぐくみ
	<ul style="list-style-type: none"> ○性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、全ての子どもがともに育つことができる環境の整備 ○子どもの権利、利益の尊重に関する啓発 	<p>学校、保育所・幼稚園等、家庭、地域など、社会のあらゆるはぐくみの場において、子どもの最善の利益を考慮し、子どもを権利の主体として捉え、常に子どもの権利が守られているかという視点に立ち、取組を推進する。</p>	<p>(2) 子どもの権利を尊重するはぐくみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ①すべての子どもがともに育つことができる環境の整備等 ②ヤングケアラー支援 ③人権啓発の推進
	<ul style="list-style-type: none"> ○男性の育児参画の促進 ○社会全体で子どものはぐくみに取り組む機運の醸成 	<p>企業・団体と連携し、夫婦が一体感を持って、喜びをわかちあいながら子育てできる環境整備を推進するとともに、社会全体で子どもをはぐくむ機運の醸成を図る。</p>	<p>(3) 社会環境の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ①父親の子育て参加の促進 ②社会全体によるはぐくみ

第2章 推進施策

◇推進施策の全体構成 (2/3)

施策の柱	条例の要旨	施策の方向性	施策体系・取組例
<p>II. 経済的に困窮している子育て家庭に対する支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○経済的に困窮している子育て家庭への経済的支援、相談、情報の提供等 ○経済的に困窮している子育て家庭の保護者の就業相談、職業能力の開発、向上の機会の提供 ○母子家庭等の保護者への生活上の支援体制の整備 ○母子家庭等の子どもの健やかな成長のための相談、情報の提供 	<p>第2次奈良県子どもの貧困対策及び第4次ひとり親家庭等自立促進計画奈良っ子未来輝きプラン(令和4年3月策定)に基づき、経済的困難等の状況に置かれている子育て家庭(ひとり親家庭等)が自立・安定した生活の中で、地域で孤立することなく、子どもの「伸びていく力」をはぐくむことができるよう支援する。</p>	<p>(1) 親が子育ての支援を得ながら社会の担い手として力を発揮できる環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ①暮らしの安定のための子育て・生活支援 ②経済的自立のための就労支援 ③養育者確保支援 <p>(2) 子どもの「伸びゆく力」をはぐくむ仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ①多様な主体による子どもの学びの機会の提供 ②子どもの悩みに気づき受け止めるケアの充実 ③高等教育の希望をかなえるための支援 <p>(3) 地域で親子を支える仕組みづくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ①身近な親子を日常的にあたたかく見守る気運の醸成と人づくり ②地域における多様な子どものはぐくみ活動の促進 <p>(4) 行政における総合的な支援体制づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> ①市町村における計画的な施策推進の支援 ②日常的に寄り添い適切なサービスに繋げる仕組みづくり ③困りごとを把握し、適切な支援に繋げる仕組みの推進

奈良っ子はぐくみアクションプラン

第2章 推進施策

◇推進施策の全体構成 (3/3)

施策の柱	条例の要旨	施策の方向性	施策体系・取組例
Ⅲ. 困難な状況にある子どもに対する支援	<ul style="list-style-type: none"> ○体罰によらない子育ての推進 ○児童虐待の予防・早期発見等のため、保護者に対する指導や市町村・児童相談所における相談支援体制の整備 ○児童養護施設、里親等の役割に関する理解の促進、社会的擁護を担う人材の育成 	<p>児童虐待事案の要因を分析し、県・市町村等が連携・協働して、虐待に至る要因の軽減・除去の取組を推進する。</p> <p>奈良県社会的養育推進計画(令和2年3月策定。計画期間は令和2～11年度)に基づき、すべての子どもが、家庭での養育が困難な状況に直面しても、家庭と地域の力により、健やかに育まれる社会の実現を目指し、最適な養育環境を整える。</p> <p>保護者が児童のしつけに際して子どもに体罰を加えてはならないことが法制化されたことに伴い、「体罰等によらない、ゆったり子育て」を啓発し、社会全体で子育てを支える。</p>	<p>(1) 児童虐待の予防と支援・体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ①子どもと家庭を見守る県民の意識づくり ②虐待の予防と早期の対応 ③虐待を受けた子どものケアと家庭への支援 ④子どもと家庭を支援する体制づくり <p>(2) 社会的養護の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ①里親等への委託の推進 ②虐待を受けた子どものケア ③児童養護施設等の施設支援 ④自立支援に向けた取組 <p>(3) 体罰によらない子育ての推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ①市町村や企業・団体と連携した取組 ②子育てエピソードの情報発信
Ⅳ. 子育て家庭に対する包括的な支援と実行の体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○支援を必要とする子育て家庭に対し、状況の把握、相談、情報の提供、助言等の支援を包括的かつ継続的に行う体制整備の促進 	<p>すべての子育て家庭に、それぞれのニーズに応じた支援情報を、必要な時にダイレクトに届けるシステムを構築し、子育て関連の行政サービスを確実に利用してもらうことで、「すべての子育て家庭における幸せな子育ての実現」を目指す。</p> <p>改正児童福祉法により、市町村は、既存の子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターを見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う「こども家庭センター」の設置に努めることとされたため、円滑な実施に向け、市町村に対し必要な助言及び適切な援助を行う。</p>	<p>(1) SNSを活用した子育て家庭への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ①子育て家庭情報のデータベース化 ②子育て支援システム「(仮称)奈良っ子はぐくみアプリ」の構築 ③アプリ上で親同士が気軽に情報交換できる場の提供 <p>(2) 子ども家庭総合支援拠点の機能強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ①市町村子ども家庭総合支援拠点の機能強化 ②こども家庭センター設置に向けた市町村支援

奈良っ子はぐくみアクションプラン

第2章 推進施策

I. 子どもの健やかなはぐくみ

施策体系	取組例
<p>(1)子どものはぐくみの充実</p>	<p>①芸術や自然等を活用した子どものはぐくみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○なら歴史芸術文化村における幼児向けアートプログラム等の実践 <ul style="list-style-type: none"> ・なら歴史芸術文化村において、子ども一人ひとりの豊かな感性と表現力をはぐくむため、子どもたちの「やってみたい」意思を大切にしながら、アートを体験するプログラムを提供 ・就学後にもつなぐため小学生向けワークショップ等も開催 ○子どもを音楽で育てる取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・子ども向けコンサートの開催や、なら歴史芸術文化村における幼児を対象としたヴァイオリンを活用した音楽プログラム等の実践 ○自然と触れ合う保育の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・「奈良っ子はぐくみ自然保育認証制度」の運用と自然保育を推進するための経費や人材育成等の支援 ○幼児向け運動・スポーツプログラムを活用したはぐくみ <ul style="list-style-type: none"> ・「動きの質」「社会性」「競技への親しみ」「生活習慣」の向上をねらいとして策定した「幼児向け運動・スポーツプログラム」、「プログラム実践マニュアル」の普及を促進 ○まほろば健康パークの機能強化 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの成長段階に応じた遊び・スポーツ施設ゾーンの整備 ・子どもを中心に多世代が集まり誰もが同じ場所で一緒に遊べるインクルーシブな空間の創出 ○うだ・アニマルパークのふれあい体験 <ul style="list-style-type: none"> ・動物全般に対する理解の促進と動物愛護思想の普及啓発を目的とした動物学習 ○奈良の木に親しむ機会の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・イベントやWEBサイトを通して奈良の木に親しむ機会を提供 ○就学前教育プログラム「はばたくなら」の充実・普及 <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちが、在籍する施設（保育所、幼稚園、認定こども園等）に関わらず、質の高い教育・保育が受けられるよう、課題の解決に向けた関わり方を示した奈良県版就学前教育プログラム「はばたくなら」に基づくはぐくみの実践 ○良質かつ適切な保育・教育の提供 <ul style="list-style-type: none"> ・保育施設、放課後児童クラブの受け皿の拡大、保育人材の確保、人材育成等

第2章 推進施策

I. 子どもの健やかなはぐくみ

施策体系	取組例
	<p>②食を通じた子どものはぐくみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ○安全・安心なこども食堂の普及 <ul style="list-style-type: none"> ・地域における多様な活動を通じたはぐくみを目指し、子どもの貧困対策として食事を提供するだけでなく、親子が地域の人とつながる居場所、地域の子育て支援活動の場となる、こども食堂の普及 ・安全・安心こども食堂認証制度の継続 等 ○保育所等における食育プロジェクトの推進 <ul style="list-style-type: none"> ・県産食材や郷土食の給食への活用、地域の農家や食品製造業者等との連携による体験学習等、奈良への愛着をはぐくむ食育を推進 ○夏休み子どもセミナー <ul style="list-style-type: none"> ・食と農について体験を通して学ぶ、子ども向け講座・料理教室の開催
<p>(2)子どもの権利を尊重するはぐくみ</p>	<p>①すべての子どもがともに育つことができる環境の整備等</p> <ul style="list-style-type: none"> ○インクルーシブ保育の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・一人ひとりの子どもの状況に応じた教育・保育の充実 ・障害児保育・医療的ケア児保育の充実 ○障害児等への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・各種相談機能の充実・運営 ・関係機関との連携、地域支援ネットワークの形成 ・障害児への手厚い保育を実施している施設への支援 <p>②ヤングケアラー支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ヤングケアラーの課題把握と必要な支援体制の構築 <ul style="list-style-type: none"> ・早期発見・必要な支援への接続等につなげるため、福祉・介護・教育等の関係者を対象とした研修会の実施 ・ヤングケアラー同士が意見交換を行うサロンの立ち上げ等ヤングケアラーの集いの場づくりの支援 <p>③人権啓発の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ○子どもを含めた若年層を始めとした多くの県民への人権尊重思想の普及高揚による人権問題の正しい認識の普及 <ul style="list-style-type: none"> ・スポーツ組織と連携した人権啓発、人権啓発ポスター・標語や人権メッセージの募集、啓発資料の作成等、啓発活動の実施

第2章 推進施策

I. 子どもの健やかなはぐくみ

施策体系	取組例	
(3)社会環境の整備	①父親の子育て参加の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○「パパ産休」の取得促進 <ul style="list-style-type: none"> ・産後早期から、父親が母親に寄り添い、夫婦で一体感を持ち子育てできるように、「パパ産休」の取得を企業とともに促進
	②社会全体によるはぐくみ	<ul style="list-style-type: none"> ○「なら子育て応援団」によるサービスの提供 <ul style="list-style-type: none"> ・「なら子育て応援団」に登録した協賛店舗等が、子育て家庭に商品の割引などのサービスを提供 ○奈良っ子はぐくみキャンペーン <ul style="list-style-type: none"> ・県産品や子育てグッズを取り揃えたオンラインストア「なら子育て応援はぐくみストア」を開設し、電子割引クーポンの発行により子育て家庭を応援 ・育児休業の取得等積極的に育児を行う父親等を対象に、オンラインストア利用にあたり特典を付与し、父親の育児参画をさらに促進 ○奈良っ子はぐくみジャーナルの発行 <ul style="list-style-type: none"> ・子ども・子育てに関する取組や、関係団体等の支援活動情報をまとめたジャーナルを発行

奈良っ子はぐくみアクションプラン

第2章 推進施策

Ⅱ. 経済的に困窮している子育て家庭に対する支援

施策体系	取 組 例	
(1) 親が子育ての支援を得ながら社会の担い手として力を発揮できる環境づくり	① 暮らしの安定のための子育て・生活支援	○ 安定につながる様々な支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・身近な場所での子育ての学びの推進 ・手当の給付及び生活資金等の貸付、住宅支援 ・ひとり親家庭への医療費、子ども医療費への助成等
	② 経済的自立のための就労支援	○ 就職による自立に向けた支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親等の就労相談、出張訪問、自立支援プログラム策定 ・就業に結びつく可能性の高いセミナー・講習会の開催 ・ひとり親の就業・資格取得に向けた費用の給付、貸付 ・雇用促進に向けた関係機関との連携
	③ 養育者確保支援	○ 専門の相談員等による相談体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・弁護士、専門相談員による無料相談の実施
(2) 子どもの「伸びゆく力」をはぐくむ仕組みづくり	① 多様な主体による子どもの学びの機会の提供	○ 生活力・学力の定着と向上 <ul style="list-style-type: none"> ・学習ボランティアによる学習支援や生活習慣の習得、地域との交流を通じた居場所づくりの推進等
	② 子どもの悩みに気づき受け止めるケアの充実	○ 教育現場におけるケア体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・スクールカウンセラーの配置、スクールソーシャルワーカーの活用による相談支援・相談窓口の設置 ・子どもの状況を把握・共有するため、学校と放課後児童クラブの連携を促進
	③ 高等教育の希望をかなえるための支援	○ 修学の安定化に向けた支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・高等学校での修学の安定化のための教育費負担の軽減 ・児童養護施設退所者等への生活費等貸付、中途退学者等への支援

奈良っ子はぐくみアクションプラン

第2章 推進施策

Ⅱ. 経済的に困窮している子育て家庭に対する支援

施策体系	取組例	
(3)地域で親子を支える仕組みづくり	①身近な親子を日常的にあたたかく見守る気運の醸成と人づくり	○見守りのための仕組みづくり ・気運を醸成する県民運動の展開 ・子育て支援に参画する地域人材の育成
	②地域における多様な子どものはぐくみ活動の促進	○多様な主体によるはぐくみ活動の充実 ・こども食堂の普及 ・子どもの学習支援活動の促進 ・地域における体験学習及び交流の場の提供 ・民生児童委員等による地域での支援活動
(4)行政における総合的な支援体制づくり	①市町村における計画的な施策推進の支援	○市町村における施策の推進 ・市町村の「子どもの貧困対策計画」、「ひとり親家庭等自立促進計画」の策定支援
	②日常的に寄り添い適切なサービスに繋げる仕組みづくり	○支援機関における体制強化と対応力向上 ・市町村子ども家庭総合支援拠点の設置促進と機能強化 ・情報共有に向けた情報基盤の整備 ・福祉と教育の連携強化 ・保育所や放課後児童クラブ等の対応力強化
	③困りごとを把握し、適切な支援に繋げる仕組みの推進	○県スマイルセンターにおける支援の充実 ・県スマイルセンターに「ひとり親コンシェルジュ」を配置し、ひとり親家庭の困りごとをきめ細かく把握し、支援に繋げる。また、就職後の丁寧なアフターフォローによる伴走型支援を実施

第2章 推進施策

Ⅲ. 困難な状況にある子どもに対する支援

施策体系	取組例	
(1)児童虐待の予防と支援・体制の充実	①子どもと家庭を見守る 県民の意識づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○地域における見守り活動の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・民生児童委員の虐待に対する理解対応力の向上 ・啓発活動の推進（オレンジリボンキャンペーン等による啓発、若年者を対象とした啓発活動の推進、里親及びファミリーホーム設置数向上のための啓発活動の推進）
	②虐待の予防と早期の対応	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関における連携強化 <ul style="list-style-type: none"> ・母子保健分野との連携強化（妊娠・出産・乳幼児期の家庭への支援、医療機関と連携した支援） ・子育て支援の充実（養育力を高めるための子育てプログラム、訪問型（アウトリーチ型）子育て家庭支援の推進） ・学校における予防教育の推進 ・虐待通報対策の充実・強化（県と市町村のリスクアセスメントの共通化、通報受理時の情報の共通化） ・要保護児童対策地域協議会の充実・強化 ・虐待の実態把握と要因分析
	③虐待を受けた子どものケアと家庭への支援	<ul style="list-style-type: none"> ○要保護児童等のケア体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・一時保護所の機能充実 ・社会的養護（児童養護施設・里親等）の体制充実 ・家族の再統合に向けた支援（保護者支援プログラムの充実） ・児童の意見聴取及び意見表明支援の仕組みづくり ・県子ども家庭相談センターの外部機関による第三者評価の実施
	④子どもと家庭を支援する体制づくり	<ul style="list-style-type: none"> ○支援のための体制・連携の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・県・市町村・関係機関の連携体制の充実・強化 ・市町村の組織体制の充実・強化 ・県の組織体制の充実・強化

第2章 推進施策

Ⅲ. 困難な状況にある子どもに対する支援



施策体系	取組例	
(2)社会的養護の充実	①里親等への委託の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○里親制度の普及啓発と里親への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・県社会的養育推進計画の推進 ・里親制度の啓発及び里親のリクルート ・里親登録の前後及び委託後における里親への研修 ・児童を委託している里親への支援 ・里親支援センターの設置推進
	②虐待を受けた子どものケア	<ul style="list-style-type: none"> ○児童養護施設等におけるケア機能の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・施設の小規模化・地域分散化・高機能化・多機能化の推進 ・施設等の入所児童に対するインケア・自立支援の充実
	③児童養護施設等の施設支援	<ul style="list-style-type: none"> ○児童養護施設等への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・被虐待児等へのケアの充実に向けた施設職員への研修
	④自立支援に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ○施設等退所後の児童へのアフターケアの拡充 <ul style="list-style-type: none"> ・退所児童を孤立させず自立を支えるための経済的・心理的支援の実施
(3)体罰によらない子育ての推進	①市町村や企業・団体と連携した取組	<ul style="list-style-type: none"> ○なら子育て応援団協賛店舗と連携した広報啓発 <ul style="list-style-type: none"> ・県内約1,700店舗で体罰防止ステッカー等を掲示し、県民へ啓発 ○県民向け研修等への支援 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村や民間団体等が実施する子育て支援研修にかかる経費を支援
	②子育てエピソードの情報発信	<ul style="list-style-type: none"> ○子育てエピソードの情報発信 <ul style="list-style-type: none"> ・「わが家の子育てエピソード」を広く募集し、SNS等により情報発信

第2章 推進施策

IV. 子育て家庭に対する包括的な支援と実行の体制づくり

施策体系	取組例	
(1) SNS等を活用した子育て家庭への支援	① 子育て家庭情報のデータベース化	○ なら子育て応援団登録情報をデータベース化 ・奈良っ子はぐくみキャンペーンの充実に向け、なら子育て応援団登録者情報をデータベース化 ・今後の他システムとの連携を見据え、正確で拡張性のあるデータ収集を可能とする機能を付加してバージョンアップ
	② 子育て支援システム「(仮称)奈良っ子はぐくみアプリ」の構築	○ ひとり親家庭を含むすべての子育て家庭への支援 ・子育て家庭が抱える困りごと(就労・生活・住居等)に応じた支援の道しるべ等をプッシュ型で情報発信
	③ アプリ上で親同士が気軽に情報交換できる場の提供	○ アプリ上で親同士が気軽に情報交換できる場の提供 ・子育て中の親同士のコミュニケーションの場を提供
(2) 子ども家庭総合支援拠点の機能強化	① 市町村子ども家庭総合支援拠点の機能強化	○ 市町村子ども家庭総合支援拠点の機能強化に向けた研修会の開催 ・こども家庭センターやサポートプラン等法改正を視野にいた、子ども家庭総合支援拠点の設置の意義や、人材の育成などの組織体制づくりについて、管理者・監督者等の理解を深めるための研修を開催
	② こども家庭センター設置に向けた市町村支援	○ こども家庭センター設置に向けた市町村支援 ・子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターとの一体的運用に向け、市町村によるこども家庭センターへの整備に対し、必要な情報提供・助言、財政支援等を実施

奈良っ子はぐくみアクションプラン

第2章 推進施策

4. 達成目標と指標について (1/2)

- 基本目標に基づき、以下の達成したい目標、主な行動指標及び達成指標を設定します。
- 条例が目標とする奈良っ子の健やかな成長や、社会全体での奈良っ子のはぐくみの効果は、実質的な成果が上がるまでに時間を要するなど、定量的な評価が難しい側面があります。このため、施策の対象者等の意見・感想を収集・分析するなど、定性的評価も積極的に採り入れ、施策の質の向上に活かします。

達成したい目標	主な行動指標 〔 目標達成のために取り組む 施策の進捗を測る指標 〕	達成指標 〔 「達成したい目標」の 達成度を測る指標 〕
---------	--	------------------------------------

■ すべての奈良っ子の健やかな成長

<p>(1)「学ぶ力」「生きる力」の3つの土台である「自己肯定感・自尊感情」「他者への寛容なこころ」「健やかな身体」がはぐくまれている状態の実現 (子どもを権利の主体として捉え、常に子どもの権利が守られているかという視点に立ち、はぐくみを実践)</p>	<p>①「学ぶ力」「生きる力」の3つの土台のはぐくみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保育所等における奈良県版就学前教育プログラム「はばたくなら」活用率を80%にする。 (令和3年度52.3%) ・「奈良っ子はぐくみ自然保育認証制度」の認証団体数を50にする。 (令和4年11月制度開始) ・「幼児向けアートプログラム」を実践する保育所等を30にする。 (令和5年度プログラム作成、令和6年度から実践) 	<p>○全国学力・学習状況調査(小学校児童)の以下の項目において、全国平均以上に高める。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 自分にはよいところがある (令和4年度 全国:79.3% 奈良:77.9%) ii 自分でやると決めたことは、やり遂げるようにしている (令和4年度 全国:87.2% 奈良:85.4%) iii 人が困っているときは、進んで助けている (令和4年度 全国:88.9% 奈良:88.6%) iv 人の役に立つ人間になりたい (令和4年度 全国:95.1% 奈良:95.7%※) <p>※「人の役に立つ人間になりたい」については、全国平均以上を維持</p>
<p>(2)経済的困難等の状況に置かれている子育て家庭が、地域で孤立することなく子どもの「伸びていく力」がはぐくまれている状態の実現</p>	<p>②子どもの「伸びていく力」をはぐくむ親への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり親の就業率を高めるため、就業支援バンクの登録者数を400人に増やす。 (令和2年度315人) 	

奈良っ子はぐくみアクションプラン

第2章 推進施策

4. 達成目標と指標について (2/2)

達成したい目標

主な行動指標
〔 目標達成のために取り組む
施策の進捗を測る指標 〕

達成指標
〔 「達成したい目標」の
達成度を測る指標 〕

■ 社会全体での奈良っ子のはぐくみ

(1) すべての子育て家庭が幸せな子育てをすることができる社会の実現

- ・社会全体で子どもをはぐくむ地域社会の実現
- ・子育て家庭が抱える様々な悩みや困りごとに対応できるよう、市町村の包括的な相談・支援体制が整備された状態の実現
- ・すべての子どもが、家庭での養育が困難な状況に直面しても、家庭と地域の力により、健やかに育まれる社会の実現

(2) 児童虐待や体罰等のない社会の実現

① すべての子育て家庭を支える機能の強化

- ・市町村子ども家庭総合支援拠点の設置率を100%にする。(令和4年11月 92.3%)

② 地域における多様な子どものはぐくみ活動の充実

- ・小学校区におけるこども食堂設置率を100%にする。(令和4年7月 39.7%)

③ 子どもにとって、一番ふさわしい選択ができる養育環境の実現

- ・里親登録者数を前年度より増加させる。(令和3年 149人)

④ 虐待の未然防止、発生時の早期対応

- ・乳幼児健診未受診児(3~5ヶ月児)の現認率を100%にする。(令和3年度 91.3%)

⑤ 児童虐待予防に対する県民意識の定着

- ・オレンジリボンキャンペーンを県内全ての市町村が毎年継続して実施する。(令和3年 全ての市町村が実施)

○ 県民アンケートにおいて、「地域・家庭・学校が一体となって、子どもが健全に育つ環境づくりをおこなっていること」の平均点数3.3点に高める。
(令和3年 3.09点)

○ 県民アンケートにおいて、「子育てに悩んだときなどに気軽に相談できる環境が整っていること」の育児期世代の県民満足度を前年度以上に高める。
(令和4年度 2.91点)

前文

全ての子どもは、権利の主体であり、社会を構成する大切な一員である。また、一人一人違う個性を有し、未来を切り拓く限りない可能性を秘めている。子どもは、社会における、多様な経験や様々な人との関わりを通じて、大人から守られているという安心感に包まれることで、自らを大切にされる存在であると感じるとともに、人を思いやる心を培い、安心して健やかに成長していく。

しかしながら、核家族化、地域における人間関係の希薄化等に伴い、子どもを見守る力が弱まっていることが、子育て家庭の孤立化及び子育てに関する不安又は負担の増大を招き、不適切な養育につながるなど、子どもが多くの人から見守られ安全に安心して育つことができる環境が損なわれている。

このような状況に対処するため、私たちは、相互に連携し、協働して、かつ、社会全体で子どものはぐくみに取り組まなければならない。

ここに、本県で育つ全ての奈良っ子が日々喜びや感動にあふれ、将来に夢と希望を抱きながら、健やかに成長することができる地域社会づくりに取り組むため、この条例を制定する。

第一章 総則

【目的】

第一条 この条例は、子どものはぐくみに関し、基本理念を定め、県の責務、市町村及び関係機関等との連携等並びに保護者、県民等及び関係団体等の役割を明らかにするとともに、子どものはぐくみに関する施策の基本となる事項を定め、その施策を総合的かつ計画的に推進することにより、全ての子どもが心身ともに健やかに成長することができる社会の実現に資することを目的とする。

【定義】

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 子ども 十八歳未満の者をいい、十八歳に達した後も引き続き施策の対象とする必要がある者を含む。
- 二 はぐくみ 大切に守るとともに、心身を成長させることをいう。
- 三 関係機関等 国その他の関係機関（市町村を除く。）及び関係団体等（子どものはぐくみに関する活動を行う民間の団体その他の関係者をいう。以下同じ。）をいう。
- 四 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。
- 五 県民等 県民及び県内において事業活動等を行う者又は団体をいう。

六 経済的に困窮している子育て家庭 次のいずれかに該当するものをいう。

- ア 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)による保護を受けている世帯であつて、要保護者に子どもを含むもの
- イ 子どもの保護者が児童扶養手当法(昭和三十六年法律第百三十八号)による児童扶養手当の支給を受けている家庭
- ウ 子どもの保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十一年法律第百二十九号)による給付金の支給又は貸付金の貸付けを受けている家庭
- エ アからウまでに掲げるもののほか、県、市町村又は関係機関等から経済的支援その他の援助を受けている家庭

【基本理念】

第三条 子どものはぐくみは、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- 一 児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全ての子どもの有する権利を十分に尊重し、子どもの最善の利益を優先して考慮すること。
- 二 科学的知見に基づき、子どもの個性、年齢及び発達の程度に応じて、子どもの成長の可能性を最大限に拡げることができるよう取り組むこと。
- 三 多様な主体が相互に連携を図りながら協力することにより、子どものはぐくみを社会全体で支えること。

【県の責務】

第四条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、子どものはぐくみに関する施策を総合的かつ計画的に実施する責務を有する。

【市町村及び関係機関等との連携及び協力】

第五条 県は、子どものはぐくみに関する施策を最も適切な環境の下で推進するため、市町村及び関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、これらと連携し、及び協力するものとする。

【保護者の役割】

第六条 保護者は、基本理念にのっとり、自らが子育てについての第一義的責任を有するとの認識の下、必要に応じて県、市町村及び関係機関等による支援を活用しつつ、適切な環境において、愛情をもって子どもを養育するよう努めるものとする。

【県民等及び関係団体等の役割】

第七条 県民等及び関係団体等は、基本理念にのっとり、子どものはぐくみについての理解及び関心を深めるよう努めるものとする。

第二章 基本的施策

第一節 子どもの健やかなはぐくみ

【乳幼児のはぐくみ】

第八条 県は、就学前の子どもの生活を取り巻く環境に応じて良質かつ適切な保育及び教育が提供されるよう、子ども及び子育て家庭の状況並びに地域の実情に応じた施策を講ずるものとする。

2 県は、子どもが自己を大切な存在であると認識し、かつ、他者を尊重する精神を培うことができるよう、芸術、自然等に親しむ機会の提供、乳幼児期からの遊び及び運動の機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

【はぐくみの場の充実】

第九条 県は、子どもが地域において多様な経験を積み重ねることができるよう、文化芸術活動、スポーツ活動、自然体験活動その他の体験活動の機会及び他の世代との交流の機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、子どもの健全な育成を図るため、子どもが地域において安全に安心して交流し、及び遊ぶことができる場所の確保、学習支援活動等の取組に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

【地域における多様な活動を通じたはぐくみ】

第十条 県は、県民等が相互に交流し、及び連携して、食事の提供その他の地域における子どものはぐくみに関する活動を自主的かつ自立的に実施することができるよう、情報の提供、人材の育成その他の必要な施策を講ずるものとする。

【相互に尊重し合う心を培うはぐくみ】

第十一条 県は、子どもが相互に人格と個性を尊重しつつ支え合うことができるよう、性別、国籍、障害の有無等にかかわらず、全ての子どもがともに育つことができる環境の整備、人材の育成、相談その他の必要な施策を講ずるものとする。

【子どもの意思の尊重】

第十二条 県は、子どもの意見が年齢及び発達の程度に応じて尊重されるよう、その表明の機会を確保するとともに、子どもの権利及び利益の尊重に関する啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、子どもの抱える不安が解消されるよう、市町村及び関係機関等が適切に連携し、子どもからの相談に対応するための環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

【男性の育児参画の促進】

第十三条 県は、男性の育児参画を促進するため、市町村及び関係機関等と連携し、県民等に対する啓発、男性に対する必要な情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

【社会全体によるはぐくみ】

第十四条 県は、県民等及び関係団体等の自主的かつ積極的な子どものはぐくみを推進し、社会全体で子どものはぐくみに取り組む気運の醸成を図るため、市町村と連携し、啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。

第二節 経済的に困窮している子育て家庭に対する支援

【子育て家庭に対する経済的支援等】

第十五条 県は、経済的に困窮している子育て家庭の経済的な負担の軽減及び経済的自立を図るため、各種の給付金の支給、貸付金の貸付けその他の経済的支援、相談、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、経済的に困窮している子育て家庭の保護者が安定した職業に就くことができるよう、就業に関する相談、職業能力の開発及び向上の機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

【母子家庭等に対する生活上の支援】

第十六条 県は、母子家庭等の保護者の職業生活と家庭生活の両立が図られるよう、市町村及び関係機関等と連携し、生活上の支援を行う体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、母子家庭等の子どもの健やかな成長に必要な養育に要する費用の支払並びに父又は母と子どもとの面会及びその他の交流が適切に実施されるよう、相談、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

第三節 困難な状況にある子どもに対する支援

【体罰によらない子育ての推進】

第十七条 県は、体罰を加えることのない子育てを推進するため、市町村と連携し、県民等及び関係団体等に対する啓発、研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

【児童虐待の予防等】

第十八条 県は、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止並びに児童虐待を受けた子どもの迅速かつ適切な保護及び自立の支援に資するよう、保護者に対する指導、市町村及び児童相談所における相談支援体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十五条の二第一項に規定する要保護児童対策地域協議会（以下「協議会」という。）を設置し、関係機関が速やかに情報の交換その他の緊密な連携を図るために必要な措置を講ずるとともに、市町村が協議会を設置する場合にあっては、その円滑な運営の支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

【社会的養護が必要な子どものはぐくみ】

第十九条 県は、保護者のない子ども又は保護者に監護させることが不適當であると認められる子どもの健やかな成長に資するよう、児童養護施設、里親等の役割に関する理解の促進、社会的養護を担う人材の育成その他の必要な施策を講ずるものとする。

第四節 子育て家庭に対する包括的な支援体制

第二十条 県は、子育て家庭が抱える様々な課題について、その実情に即した解決を図るため、市町村及び関係機関等が、支援を必要とする子育て家庭に対し、状況の把握、相談、情報の提供、助言その他の支援を包括的かつ継続的に行う体制の整備の促進その他の必要な施策を講ずるものとする。

第三章 その他の措置

【実施計画の策定】

第二十一条 知事は、子どものはぐくみに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための実施計画（以下「実施計画」という。）を定めなければならない。

2 知事は、実施計画を定めようとするときは、県民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。

3 知事は、実施計画を定めたときは、これを公表しなければならない。

4 前二項の規定は、実施計画の変更について準用する。

【実施状況の公表】

第二十二条 知事は、毎年度一回、実施計画に基づき県が講じた施策の実施状況をとりまとめ、公表するものとする。

【財政上の措置】

第二十三条 県は、基本理念に基づき子どものはぐくみに関する施策を実施するため、効果的かつ効率的に財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和四年四月一日から施行する。